省令

○財務省令第四号

国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）第十三条第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）の一部の施行に伴う国家公務員宿舎法施行規則第六条第二項ただし書に規定する宿舎に係る経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十三日

財務大臣　麻生　太郎

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員宿舎法施行規則第六条第二項ただし書に規定する宿舎に係る経過措置に関する省令

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「一部改正法」という。）第三条の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第六条第二項ただし書の規定の適用を受け、かつ、施行日以後同項ただし書の規定の適用を受けない宿舎のうち、施行日の前日において職員に貸与され、かつ、施行日以後引き続き当該職員に貸与されるものについては、施行日から平成三十年三月三十一日までの間、当該宿舎に係る国家公務員宿舎法施行令（以下「令」という。）第十三条第二項の規定に基づき規則第十三条から第十九条の二まで（第十六条及び第十七条を除く。）の規定により調整を加えた金額（以下「調整後の基準使用料の額」という。）が、当該宿舎を規則第六条第二項ただし書の規定の適用を受ける宿舎とみなして令第十三条第二項の規定に基づき規則第十三条から第十九条の二まで（第十六条及び第十七条を除く。）の規定により調整を加えた金額を超える場合には、同項の規定により、調整後の基準使用料の額から次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる控除額を控除して当該調整後の基準使用料の額に調整を加えるものとする。この場合において、規則第二十条の規定は、当該調整を加えた後の額に適用するものとする。

期間	控除額
施行日から平成二十八年三月三十一日まで	当該超える額に相当する額
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	当該超える額の三分の二に相当する額
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	当該超える額の三分の一に相当する額

附　則

この省令は、一部改正法第三条の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

告示

○総務省告示第二十六号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

名称	自由民主党本部周辺地域	
期間	平成二十七年二月十七日から平成二十八年二月十六日まで	
地域	東京都千代田区	平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点	

○総務省告示第二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第十一項の規定により指定較正機関から較正の業務の休止の届出があったので、同条第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

一	指定較正機関の名称及び住所	インターテックジャパン株式会社　神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目三番十八号
二	休止年月日	平成二十七年一月一日
三	休止期間	六月間

○法務省告示第八十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

長嶺友也	沖縄県糸満市字糸満百三十一番地　耕種農業
新垣正則	沖縄県糸満市字糸満千五百五十五番―三ＡＫＡＲＩＭＩ三百一号　耕種農業
新垣進	沖縄県糸満市西崎二丁目十六番六号　耕種農業
中村伸次	沖縄県糸満市西崎六丁目四番十三―五百一号　耕種農業
田場恒昭	沖縄県うるま市字川崎二百三十五番地一　耕種農業
宇江城安勝	沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原二百六十番地　耕種農業
外間年男	沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原四百六十三番地　耕種農業
比嘉憲司	沖縄県島尻郡南大東村字旧東百九十七　耕種農業

○法務省告示第九十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社松尾製作所	愛知県名古屋市北区荒浜町五丁目二十一番地　プラスチック成形

第二号ロの表に次のように加える。

泉工業株式会社	山梨県北杜市長坂町大八田千四百二十番地一　溶接

○法務省告示第九十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十三日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表株式会社産機の項を削り、同表ヤマハ発動機株式会社の項中「機械加工、仕上げ、鋳造」の下に「、塗装」を加える。